

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第1区分
 【発行日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【公表番号】特表2011-502943(P2011-502943A)
 【公表日】平成23年1月27日(2011.1.27)
 【年通号数】公開・登録公報2011-004
 【出願番号】特願2010-534186(P2010-534186)
 【国際特許分類】

C 0 3 C 27/06 (2006.01)

E 0 6 B 3/66 (2006.01)

【F I】

C 0 3 C 27/06 1 0 1 D

E 0 6 B 3/66

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月11日(2011.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スペーサの第一側面に沿った第一縁部と、前記スペーサの第二側面に沿った第二縁部を有する第一細長部材と、

前記スペーサの前記第一側面に沿った第一縁部と、前記スペーサの前記第二側面に沿った第二縁部を有する第二細長部材と、

前記第一細長部材を前記第二細長部材に係合させる、押出成形された第一の側壁と、

前記第一細長部材を前記第二細長部材に係合させる、押出成形された第二の側壁と、を有するスペーサであって、

前記第一の側壁は、前記スペーサの前記第二側面よりも前記スペーサの前記第一側面により近い位置にあり、前記第一の側壁は、前記第一細長部材の前記第一縁部と前記第二細長部材の前記第一縁部から、ずれ距離分だけ離間し、

押出成形された第二の側壁は、前記スペーサの第一側面よりも前記スペーサの第二側面により近い位置にあり、前記第二の側壁は、前記第一細長部材の前記第二縁部と前記第二細長部材の前記第二縁部から、ずれ距離分だけ離間することを特徴とする窓のスペーサ。

【請求項2】

前記第二細長部材は、複数の開口を有し、

前記複数の開口の数は、第二細長部材の一メートルにつき約100個から約1000個の範囲内であることを特徴とする請求項1に記載の窓のスペーサ。

【請求項3】

前記第一細長部材と前記第二細長部材の少なくとも1つは、金属であることを特徴とする請求項1に記載の窓のスペーサ。

【請求項4】

前記金属は、ステンレス鋼であることを特徴とする請求項3に記載の窓のスペーサ。

【請求項5】

前記第一細長部材と前記第二細長部材の少なくとも1つはプラスチックであることを特徴とする請求項1に記載の窓のスペーサ。

【請求項6】

前記プラスチックは、熱硬化性樹脂もしくは熱可塑性高分子であることを特徴とする請求項5に記載の窓のスペーサ。